

鳥取市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第31号

鳥取市医療法施行細則の一部を改正する規則

鳥取市医療法施行細則（平成29年鳥取市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン診療受診施設を設置したときの届）

第6条の2 法第8条第2項の規定による届出は、オンライン診療受診施設設置届（様式第6号の2）により行わなければならない。

第9条第1項中「届出」の次に「（病院、診療所又は助産所に係るものに限る。）」を加え、同条第2項中「届出」の次に「（病院、診療所又は助産所に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第8条の2第2項前段又は第9条第1項の規定による届出（オンライン診療受診施設に係るものに限る。）は、オンライン診療受診施設休止（廃止）届（様式第9号の2）により行わなければならない。

第9条に次の1項を加える。

4 法第8条の2第2項後段の規定による届出（オンライン診療受診施設に係るものに限る。）は、オンライン診療受診施設再開届（様式第10号の2）により行わなければならない。

第10条中「届出」の次に「（病院、診療所又は助産所に係るものに限る。）」を

加え、同条に次の1項を加える。

2 法第9条第2項の規定による開設者の死亡（失踪宣告を受けたときを含む。）の届出（オンライン診療受診施設に係るものに限る。）は、オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届（様式第11号の2）によるものとする。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

様式第4号中

「

10 その他の従業員	事務長氏名	事務員	看護助手	厨手	雑役婦	その他	計
		名	名	名	名	名	名

」

を

「

10 その他の従業員	事務長氏名	事務員	看護助手	厨手	雑役婦	その他	計
		名	名	名	名	名	名
11 オンライン診療の実施の有無							

」

に改め、「㊟」及び「氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削る。

様式第5号中

「

23 開設年月日	
----------	--

」

を

「

23 開設年月日	
24 オンライン 診療の実施の有無	

」

に、「第8条」を「第8条第1項」に改め、「㊟」及び「氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削る。

様式第6号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、「㊟」及び「氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第6条の2関係）

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

鳥取市保健所長 様

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設置 の 場 所	〒 電話番号
敷地 の 面積 及 び 平面 図	(別紙の添付でも可)
建物 の 構造 概要 及 び 平面 図	(別紙の添付でも可)

(法人の場合) 定款、寄附行為又は条例	
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設 置 年 月 日	

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

様式第7号中「㊟」及び「注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削る。

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中「㊟」及び「注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2（第9条関係）

オンライン診療受診施設休止（廃止）届

年 月 日

鳥取市保健所長 様

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を休止（廃止）したので、医療法第8条の2第2項前段（第9条第1項）の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒  電話番号

開設許可（届出）年月日及び同番号		
休（ 廃 ） 止 年 月 日		
休（ 廃 ） 止 の 理 由		
休 止 の 場 合	休止の予定期間	

様式第10号中「第8条の2第2項前段（又は第9条第1項）」を「第8条の2第2項後段」に改め、「㊟」及び「注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第9条関係）

オンライン診療受診施設再開届

年 月 日

鳥取市保健所長 様

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

次のとおりオンライン診療受診施設を再開したので、医療法第8条の2第2項後段の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒  電話番号
休 止 届 出 年 月 日	

再 開 の 理 由	
再 開 の 年 月 日	

様式第11号中「㊟」及び「注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第10条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届

年 月 日

鳥取市保健所長 様

届出義務者 住所 〒

電話番号

設置者との続柄

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡した（失踪の宣告を受けた）ので医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

設 置 者	住 所	
	氏 名	
オンライン診療受診施設の名称		
設 置 の 場 所		
死 亡 ・ 失 踪 の 宣 告 年 月 日		

様式第12号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

様式第15号から様式第17号までの規定中「㊟」及び「（自署の場合は押印不要）」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市医療法施行細則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。